

公的資金補償金免除繰上償還について

《繰上償還の概要》

町では今まで学校建設や道路整備,上下水道整備等には多額の費用がかかることから,補助金や町債の借入れなどにより事業を実施してきました。この町債の中には公的資金(財政融資資金、簡保資金、公営公庫資金)からの借入金で借入利率が高いものがありますが,今回平成19年度から21年度までの3年間限定で補償金(違約金)なしの繰上償還ができることとなりました。木曾町では,5%以上の高金利の町債があり,財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定した普通会計,集落排水等特別会計,簡易水道等特別会計,水道事業会計が対象となります。

《繰上償還の対象額》

今回の繰上償還対象額は,全会計合わせて19年度1.8億円,20年度3億円,21年度1.6億円で合計6.4億円となります。この全額を一般財源(税金等)で賄うことは難しいため,繰上償還の財源として借換債を発行してもよいこととされています。現在の計画では一般財源で1.7億円を返済し,残り4.7億円は民間資金等(銀行・農協等)による低利率の借換債を充てる予定です。

【会計別の繰上償還対象額】

(単位:千円)

区 分	19年度	20年度	21年度	計	備 考
普通会計	10,867	93,234	47,399	151,500	借換債なしで繰上償還
集落排水等	16,416	27,148	24,557	68,121	借換債 67,800
簡易水道等	89,271	95,152	27,618	212,041	借換債195,800
水道事業	62,034	83,425	64,093	209,552	借換債203,300
計	178,588	298,959	163,667	641,214	一般財源による返済 174,314 借換債による返済 466,900

※普通会計とは,一般会計と診療所会計を合算したものです。

《繰上償還の影響額》

今回の繰上償還(借換債による返済を含む)により,当初の借入れ条件により本来支払うべき利子の残高1.6億円から借換え後の利子分5千万円を差し引いた1.1億円が負担軽減となり,今後の財政運営や実質公債費比率の引き下げに大きな効果があります。また,通常の繰上償還において支払うべき補償金(違約金)約1億円は,健全化計画が承認されたことにより全て免除されます。

【会計別の利子残高と補償金免除額】

(単位:千円)

区 分	会計名	19年度	20年度	21年度	計	補償金 免除額
本来負担 すべき 利子残高	普通会計	946	18,791	8,664	28,401	16,900
	集落排水等	6,692	10,584	6,420	23,696	11,300
	簡易水道等	20,648	34,301	3,129	58,078	43,200
	水道事業	12,964	24,278	13,509	50,751	35,100
	計	41,250	87,954	31,722	160,926	106,500
借換え後利子額		10,412	24,196	13,100	47,708	
差引き負担軽減額		30,838	63,758	18,622	113,218	

※実質公債費比率とは、上下水道事業や広域連合の公債費負担等を含めた実質的な公債費が一般財源に占める割合を示すもので、地方公共団体財政健全化法の判断指標の一つです。

《財政健全化計画・公営企業経営健全化計画》

公的資金の補償金なし繰上償還を行うためには、19年度から5年間で行財政改革による改善額が補償金免除額を上回るような計画を策定し、承認を得る必要があります。健全化計画は会計毎に必要なため、木曾町財政健全化計画（公債費負担対策）及び集落排水事業等3会計の経営健全化計画（公債費負担対策）を作成しました。4計画の改善額合計は8億8千8百万円となり補償金免除額の1億6百万円を大きく上回っているため、この計画が国から承認されました。今後は、この計画に沿った行財政改革を着実に推進していかなければなりません。

○19年度～23年度までの改善計画額（5年間合計）

普通会計

- ・ 人件費の削減 7億円
- ・ 行政管理経費（物件費）の削減 2千9百万円

集落排水等特別会計

- ・ 使用料収入の増加 1千万円
- ・ 人件費の削減 6百万円

簡易水道等特別会計

- ・ 使用料収入の増加 3千6百万円
- ・ 人件費の削減 5千9百万円

水道事業会計

- ・ 使用料収入の増加 3千2百万円
- ・ 人件費の削減 1千6百万円

なお、各健全化計画の詳細は『木曾町ホームページ』→『木曾町概要』→『木曾町の財政状況』に掲載しておりますのでご覧ください。

【お問い合わせ先】 総務課 財政係 ☎22-4280